

保護者の皆様へ

学校長

児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条により医師が感染の恐れがないと認めるまで、出席停止をさせることができるようになっております。このため、登校するときは、右の証明書を学校に提出してください。保護者のみの受診で証明書を発行していただくことはできません。

学校感染症名	登校停止期間の基準	
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで	
第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）を除く）	発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎）	病状により学校医・その他の医師において登校に支障なしと認められるまで。

(2016.7 改訂)

登校・登園許可証明書

学校名

年 組 氏名

※この枠内は保護者の方がご記入下さい

《病名》 下記のうち該当するものを丸で囲んでください

第一種感染症 (病名)

第二種感染症

- ・インフルエンザ
- ・麻疹
- ・風しん
- ・咽頭結膜熱
- ・髄膜炎菌性髄膜炎
- ・百日咳
- ・流行性耳下腺炎
- ・水痘
- ・結核

第三種感染症 (病名)

本日の診察の結果、上記疾病は、(治癒 ・ 軽快) しましたので、平成 年 月 日 から登校・登園を許可します。

平成 年 月 日

医療機関住所

医療機関名

医師氏名

印

切り取って提出してください

武蔵村山市立学校における学校保健安全法第三種の感染症に係る登校基準

平成28年7月25日 武蔵村山市医師会・教育委員会

病名	基準	医師の証明書	
コレラ	治癒するまで出席停止	要	
細菌性赤痢			
腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止		
腸チフス、パラチフス	治癒するまで出席停止		
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止(水泳禁止)		
急性出血性結膜炎			
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後 1~2日経過して、全身状態良好なら登校許可、水泳許可		
マイコプラズマ感染症	症状軽減後、全身状態良好なら登校許可		
感染性胃腸炎(ノロ、ロタなど)			
A型肝炎	肝機能が正常になるまで出席停止		
B型肝炎	急性肝炎の急性期でなければ、医師の判断により登校許可		
C型肝炎			
サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症	症状軽減後、全身状態良好なら登校可		学校長が学校医と相談のうえ、出席停止の処置を行った場合は必要
インフルエンザ菌感染症			
肺炎球菌感染症			
伝染性紅斑	全身状態良好なら登校可、水泳可		
急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)	症状軽減後、全身状態良好なら登校可		
EBウイルス感染症			
単純ヘルペス感染症	局所症状のみならば登校可。発熱や全身性水疱あれば出席停止が望ましい。		
帯状疱疹	登校可。ただし、就学前は治癒するまで出席停止。	※これらの疾患にかかった場合は、出席停止でなくても、必ず学校へ連絡すること。	
手足口病	全身状態良好なら登校可		
ヘルパンギーナ			
伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆って登校可、水泳は治癒するまで不可		
伝染性軟属腫(水いぼ)	登校可、水泳は主治医の指示に従う		
アタマジラミ	登校可、水泳は主治医の指示に従う		
疥癬	治療開始後登校可。ただし、他人と直接接触避ける。		
カンジダ感染症	登校可		
白癬感染症(特にトンズランス感染症)	登校可。ただし、他人と直接接触避ける。		

※ 基準は「学校において予防すべき感染症の解説」(公益財団法人 日本学校保健会 2013 刊)に準拠

※ 以外の第三種感染症は、流行の程度により学校が出席停止の処置を行う場合がある